



新潟県



発行 新潟県

号外 6

平成29年 3 月28日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

訓 令

- 7 新潟県職員服務規程の一部改正（人事課）
- 8 新潟県職員服務規程等の特例を定める規程の一部改正（人事課）

訓 令

◎新潟県訓令第7号

本 庁
地 域 機 関

新潟県職員服務規程（昭和35年3月新潟県訓令第6号）の一部を次のように改正する。ただし、別記第6号様式の11の改正は、平成29年4月1日から実施する。

平成29年3月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(深夜勤務の制限)</p> <p>第5条の3 職員は、一般職員勤務時間条例第9条の2第1項（<u>同条第4項</u>において準用する場合を含む。）の規定による深夜勤務の制限の請求をしようとするときは、深夜勤務・時間外勤務制限請求書（別記第1号様式）を所属長に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 勤務時間規則<u>第8条の2第7項</u>（勤務時間規則第8条の4において準用する場合を含む。）の規定による届出は、育児・介護状況変更届（別記第1号様式の2）を所属長に提出して行わなければならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p style="text-align: center;">(深夜勤務の制限)</p> <p>第5条の3 職員は、一般職員勤務時間条例第9条の2第1項（<u>同条第3項</u>において準用する場合を含む。）の規定による深夜勤務の制限の請求をしようとするときは、深夜勤務・時間外勤務制限請求書（別記第1号様式）を所属長に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 勤務時間規則<u>第8条の2第6項</u>（勤務時間規則第8条の4において準用する場合を含む。）の規定による届出は、育児・介護状況変更届（別記第1号様式の2）を所属長に提出して行わなければならない。</p> <p>4 (略)</p>
<p style="text-align: center;">(時間外勤務の制限)</p> <p>第5条の4 職員は、一般職員勤務時間条例第9条の2第2項及び第3項（<u>同条第4項</u>においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による時間外勤務の制限の請求をしようとするときは、深夜勤務・時間外勤務制限請求書（別記第1号様式）を所属長に提出しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p style="text-align: center;">(時間外勤務の制限)</p> <p>第5条の4 職員は、一般職員勤務時間条例第9条の2第2項（<u>同条第3項</u>において準用する場合を含む。）<u>及び第4項</u>の規定による時間外勤務の制限の請求をしようとするときは、深夜勤務・時間外勤務制限請求書（別記第1号様式）を所属長に提出しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p>
<p style="text-align: center;">(病気休暇等)</p> <p>第10条 職員は、一般職員勤務時間条例第12条に規定する病気休暇、特別休暇、介護休暇、<u>介護時間</u>若しくは組合休暇（以下「休暇」という。）又は職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年新潟県条例第19号。以下「職専免条例」という。）第2条に規定する職務に専念する義務の免除（第11条に掲げるものを除く。）を得ようとするときは、次項及び第4項から<u>第7項</u>までに定める場合を除き、その前日の正午までに、その理由及び日時を</p>	<p style="text-align: center;">(病気休暇等)</p> <p>第10条 職員は、一般職員勤務時間条例第12条に規定する病気休暇、特別休暇、介護休暇若しくは組合休暇（以下「休暇」という。）又は職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年新潟県条例第19号。以下「職専免条例」という。）第2条に規定する職務に専念する義務の免除（第11条に掲げるものを除く。）を得ようとするときは、次項及び第4項から<u>第6項</u>までに定める場合を除き、その前日の正午までに、その理由及び日時を明らかに</p>

明らかにして、総務事務システムにより、承認権者の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない理由によりこれによることができない場合は、その理由を明らかにして、遅滞なく承認を得なければならない。

2～5 (略)

6 職員は、介護時間を得ようとするときは、勤務時間規則第22条の定めるところにより、承認権者の承認を得た後、その内容を総務事務システムに入力しなければならない。

7 (略)

別記

第1号様式 (第5条の3、第5条の4関係)

深夜勤務・時間外勤務制限請求書

(略)

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例
養育

第9条の2の規定により、下記のとおり介護のため
深夜勤務の制限
め、時間外勤務の制限 (□ 第2項 □ 第3項)
を請求します。

記

(略)	氏名 (続柄等)	()
-----	-------------	-----

注 1 「続柄等」欄は、請求に係る子又は要介護者の請求者との続柄等 (請求に係る子が一般職員勤務時間条例第9条の2第1項において子に含まれるものとされる者に該当する場合にあっては、その事実) を記入すること。

2 (略)

3 2の欄は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合のみ記入すること。
なお、「(3) 状況」欄は、職員の配偶者で請求に係る子の親であるものがある場合に、勤務時間規則第8条の2第2項各号に掲げる要件に照らして、その状況を簡潔に記載すること。

4 (略)

5 (略)

第1号様式の2 (第5条の3、第5条の4関係)

育児・介護状況変更届

(略)

1 届出の事由

(1) 養育の状況の変更

(略)

□ 制限に係る子が職員の子でなくなった。

して、総務事務システムにより、承認権者の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない理由によりこれによることができない場合は、その理由を明らかにして、遅滞なく承認を得なければならない。

2～5 (略)

6 (略)

別記

第1号様式 (第5条の3、第5条の4関係)

深夜勤務・時間外勤務制限請求書

(略)

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例
養育

第9条の2の規定により、下記のとおり介護のため
深夜勤務の制限
め、時間外勤務の制限 (□ 第2項 □ 第4項)
を請求します。

記

(略)	氏名 (続柄)	()
-----	---------	-----

注

1 (略)

2 2の欄は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合のみ記入すること。
なお、「(3) 状況」欄は、職員の配偶者で請求に係る子の親であるものがある場合に、職員の勤務時間及び休暇等に関する規則第8条の2第1項各号に掲げる要件に照らして、その状況を簡潔に記載すること。

3 (略)

4 (略)

第1号様式の2 (第5条の3、第5条の4関係)

育児・介護状況変更届

(略)

1 届出の事由

(1) 養育の状況の変更

(略)

□ 制限に係る子が離縁又は養子縁組の取消

(□離縁 □養子縁組の取消し □家事審判事件の終了 □児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置の解除)

- 制限に係る子が死亡した。
- 上記以外の事由により請求できる職員に該当しないこととなった。
(理由: _____)

(2) (略)

2 (略)

第6号様式の2 (第10条の2関係)
育児休業等計画書

(略)

職員の育児休業等に関する条例第3条第5号(第11条第6号)の規定に基づき、再度の育児休業(育児短時間勤務)の承認の請求をする予定ですので、育児休業等の計画について下記のとおり申し出ます。

なお、記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。

(略)

第6号様式の3 (第10条の2関係)

(略)

育児休業承認請求書

(略)

(略)	続柄等
-----	-----

注 1 請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証明する書類(申請に係る子の戸籍抄本又は住民票若しくは母子健康手帳の出生届出済証明欄の写し)を添付すること。

2 (略)

3 請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合(職員の育児休業等に関する条例第2条の3で定める期間内に、職員(当該期間内に産後休暇により勤務しなかつた職員を除く。)が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。)はその氏名、職員との続柄等及び生年月日を、請求に係る子が養子の場合には養子縁組の効力が生じた日を、請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合はその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等を理由等の欄に記入すること。

4 (略)

(略)

しにより職員の子でなくなった。

- 制限に係る子が死亡した。

(2) (略)

2 (略)

第6号様式の2 (第10条の2関係)
育児休業等計画書

(略)

職員の育児休業等に関する条例第3条第4号(第11条第5号)の規定に基づき、再度の育児休業(育児短時間勤務)の承認の請求をする予定ですので、育児休業等の計画について下記のとおり申し出ます。

なお、記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。

(略)

第6号様式の3 (第10条の2関係)

(略)

育児休業承認請求書

(略)

(略)	続柄
-----	----

注 1 請求に係る子の氏名、職員との続柄及び生年月日を証明する書類(申請に係る子の戸籍抄本又は住民票若しくは母子健康手帳の出生届出済証明欄の写し)を添付すること。

2 (略)

3 請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合(職員の育児休業等に関する条例第2条の2で定める期間内に、職員(当該期間内に産後休暇により勤務しなかつた職員を除く。)が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。)はその氏名、職員との続柄等及び生年月日を、請求に係る子が養子の場合には養子縁組の効力が生じた日を、請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合はその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等を理由等の欄に記入すること。

4 (略)

(略)

第6号様式の4 (第10条の2関係)
部分休業承認請求書

(略)

(略)

続柄等

注 1 請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証明する書類(申請に係る子の戸籍抄本又は住民票若しくは母子健康手帳の出生届出済証明欄の写し)を添付すること。

2 (略)

(略)

第6号様式の6 (第10条の2関係)

(略)

育児短時間勤務承認請求書

(略)

(略)

続柄等

注 1 請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証明する書類(申請に係る子の戸籍抄本又は住民票若しくは母子健康手帳の出生届出済証明欄の写し)を添付すること。

2 請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合はその氏名、職員との続柄等及び生年月日を、請求に係る子が養子の場合は養子縁組の効力が生じた日を、請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合はその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等を理由等の欄に記入すること。

3~5 (略)

(略)

第6号様式の11 (第10条の2関係)

(略)

配偶者同行休業承認申請書

(略)

職員の配偶者同行休業に関する条例第5条第1項(第6条第1項)の規定により配偶者同行休業の承認(期間延長・再度の延長)を申請します。

年 月 日

(略)

外国滞在事由

第6号様式の4 (第10条の2関係)
部分休業承認請求書

(略)

(略)

続柄

注 1 請求に係る子の氏名、職員との続柄及び生年月日を証明する書類(申請に係る子の戸籍抄本又は住民票若しくは母子健康手帳の出生届出済証明欄の写し)を添付すること。

2 (略)

(略)

第6号様式の6 (第10条の2関係)

(略)

育児短時間勤務承認請求書

(略)

(略)

続柄

注 1 請求に係る子の氏名、職員との続柄及び生年月日を証明する書類(申請に係る子の戸籍抄本又は住民票若しくは母子健康手帳の出生届出済証明欄の写し)を添付すること。

2 請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合はその氏名、職員との続柄及び生年月日を、請求に係る子が養子の場合は養子縁組の効力が生じた日を、請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合はその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等を理由等の欄に記入すること。

3~5 (略)

(略)

第6号様式の11 (第10条の2関係)

(略)

配偶者同行休業承認申請書

(略)

職員の配偶者同行休業に関する条例第5条第1項(第6条第1項)の規定により配偶者同行休業の承認(期間延長)を申請します。

年 月 日

(略)

外国滞在事由

()	
既承認期間	年 月 日から 年 月 日まで <u>(うち、期間の再度の延長の場合における当初の配偶者同行休業の期間 年 月 日まで)</u>
注 1 (略)	
注 2 <u>期間の再度の延長を申請する場合には、「申請に係る配偶者」欄の「外国滞在事由」欄の最上欄の括弧内に、当該延長が必要な事情を記入すること。</u>	
注 3 (略)	
注 4 (略)	
(略)	

()	
既承認期間	年 月 日から 年 月 日まで
注 1 (略)	
注 2 (略)	
注 3 (略)	
(略)	

◎新潟県訓令第8号

本 庁
地 域 機 関

新潟県職員服務規程等の特例を定める規程（昭和55年4月新潟県訓令第11号）の一部を次のように改正する。
ただし、別表第8号の改正は、平成29年4月1日から実施する。

平成29年3月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(育児又は介護を行う職員の勤務時間の特例)</p> <p>第2条の2 所属長は、次に掲げる職員が、その子（<u>一般職員勤務時間条例第9条の2第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。</u>）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間（以下「特定勤務時間」という。）又は特定勤務時間以外で職員が請求する時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。）をさせるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、一般職員勤務時間条例第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるものを介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、その子（<u>一般職員勤務時間条例第9条の2第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。</u>）を養育する」とあるのは「一般職員勤務時間条例第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）のある職員が、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>(1)・(1)の2 (略)</p> <p>(2) 服務規程第5条第1項に規定する休憩時間（以下「休憩時間」という。）における勤務を必要とする次の業務</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 地域振興局における<u>課税業務及び収税業務</u></p> <p>エ・オ (略)</p> <p>(2)の2～(7) (略)</p> <p>(8) コロニーにいがた白岩の里、若草寮、新潟学園及びはまぐみ小児療育センターにおける収容児者の生活指導、介助、看護、授産及び教護の業務</p> <p>(9)～(13) (略)</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の勤務時間の特例)</p> <p>第2条の2 所属長は、次に掲げる職員が、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間（以下「特定勤務時間」という。）又は特定勤務時間以外で職員が請求する時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。）をさせるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、一般職員勤務時間条例第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるものを介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、その子を養育する」とあるのは「一般職員勤務時間条例第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）のある職員が、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>(1)・(1)の2 (略)</p> <p>(2) 服務規程第5条第1項に規定する休憩時間（以下「休憩時間」という。）における勤務を必要とする次の業務</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 地域振興局における収税業務</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>(2)の2～(7) (略)</p> <p>(8) コロニーにいがた白岩の里、<u>新星学園</u>、若草寮、新潟学園及びはまぐみ小児療育センターにおける収容児者の生活指導、介助、看護、授産及び教護の業務</p> <p>(9)～(13) (略)</p>